

法律に基づく「緊急事態宣言」が解除後の
日建連中部支部の事務局体制に関するお知らせ

2021年10月1日
一般社団法人日本建設業連合会
中部支部

先月、政府は日建連中部支部管内の愛知県等を対象とする「緊急事態宣言」を9月30日に解除しました。

その後、愛知県独自の「厳重警戒宣言」が、10月1日に発令されました。

日建連中部支部は、事務所所在地である愛知県が「厳重警戒宣言」の中でテレワーク等を求めている事を考慮して、役職員の在宅勤務および時差出勤への対応を行います。

支部行事等におきましても新型コロナウイルス感染症対策を十分に実施する中で通常業務を継続してまいります。

なお、中部支部事務局への電話・FAX・メール等の連絡は、通常通りとします。また、在宅勤務の職員の連絡も取り次ぎますので、よろしく申し上げます。